

許可番号 08622015584

産業廃棄物処分業許可証

住 所 青森県弘前市大字神田五丁目4番地5

氏 名 株式会社青南商事
代表取締役 安東 元吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積 志



許 可 の 年 月 日 令和4年2月1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和8年11月27日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

許可証書換年月日：平成29年10月1日 水銀使用製品産業廃棄物等の記載内容追加による許可証書換え

許可証書換年月日：令和2年4月27日 事業の一部廃止（圧縮）による許可証書換え

更新許可年月日：令和4年2月1日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

[WEB公開用]こちらの許可証写は新規契約書締結時に使用しないでください。

(別表 1)

種類	施設の区分		中間処理 (破砕)		中間処理 (切断)	
	取扱	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項
燃え殻	×		×		×	
汚泥	×		×		×	
廃油	×		×		×	
廃酸	×		×		×	
廃アルカリ	×		×		×	
廃プラスチック類	○		○	廃タイヤに限る。		
紙くず	×		×		×	
木くず	○		×		×	
繊維くず	×		×		×	
動植物性残さ	×		×		×	
動物系固形不要物	×		×		×	
ゴムくず	○		×		×	
金属くず	○		×		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	○		×		×	
鉱さい	×		×		×	
がれき類	×		×		×	
動物のふん尿	×		×		×	
動物の死体	×		×		×	
ばいじん	×		×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×		×		×	
自動車等破砕物	○		×		×	
石綿含有産業廃棄物	×		×		×	
水銀使用製品産業廃棄物	×		×		×	
水銀含有ばいじん等	×		×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
中間処理 (破砕)	秋田県秋田市飯島字穀 丁大谷地268番	平成元年11月15日	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 320t/日 40 t /時 8時間/日	平成19年 4月18日	秋田市産 施第39号	※1
			木くず 24t/日 3 t /時 8時間/日			
中間処理 (切断)	秋田県秋田市飯島字穀 丁大谷地244番 1	平成16年10月18日	1,920本/日 240本/時 8時間/日	-	対象外	※2

※1 平成28年10月14日合併認可

※2 会社合併による引継ぎ